

福岡県優秀技能者表彰等実施要領

第1 趣 旨

福岡県職業能力開発関係表彰要綱（昭和60年9月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき行う福岡県優秀技能者及び同条第2項の規定に基づき行う福岡県優良技能者表彰については、この要領の定めるところによる。

第2 推薦者

推薦者及びその推薦者の推薦範囲は以下のとおりとする。

- 1 市町村の長 ……当該市町村の区域内に就業又は居住している者
- 2 業界団体の長 ……当該業界団体を構成する企業等に雇用されている者
- 3 従業員500人以上の企業の長 ……当該企業等に雇用されている者

第3 推薦基準

1 福岡県優秀技能者の推薦

次の各項の要件のいずれにも該当する県内就業者又は県内居住者のうちから被表彰候補者を選定して、知事に推薦するものとする。

- (1) その者の有する技能の程度が卓越しており、県全体を通じて当該技能において第一人者と目されていること。
- (2) その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、表彰の日現在において20年以上の経験を有し、かつ、当該職業に就業していること。
- (3) 技能検定関連職種については、一級技能検定に合格した者又は技能検定委員の経験がある者若しくはこれと同等以上と認められる者。
- (4) その者の有する技能を通じ、後進技能者の指導育成に尽力し、かつ、技能に関する創意工夫、改善等により生産性の向上に役立ったこと等により、産業の発展に寄与した者であり、その功績が特に顕著であると認められる者。
- (5) 勤務状況、日常行為において他の模範になると認められる者。
- (6) 成年被後見人又は被保佐人でない者。
- (7) 過去において禁固以上の刑に処せられたことのない者。

2 福岡県優良技能者の推薦

次の各項の要件のいずれにも該当する県内就業者又は県内居住者のうちから被表彰候補者を選定して、知事に推薦するものとする。

- (1) その者の有する技能の程度が優良であること。
- (2) その者の有する優良な技能を要する職業に関して、表彰の日現在において30年以上の経験を有し、かつ、50歳以上の者であること。
- (3) その者の有する技能を通じ、後進技能者の指導育成に尽力した者。
- (4) 勤務状況、日常行為において他の模範になると認められる者。
- (5) 成年被後見人、又は被保佐人でない者。
- (6) 過去において禁固以上の刑に処せられたことのない者。

第4 提出書類

推薦者は、前項に該当すると認める者がある場合には、下記書類を作成のうえ推薦す

ることができる。

- | | | |
|---|------------------------|------|
| 1 | 推薦書（様式1） | 1部 |
| 2 | 調書（様式2） | 1部 |
| 3 | 履歴書（様式3） | 1部 |
| 4 | 住民票の写し（生年月日、現住所がわかるもの） | 1部 |
| 5 | 作品及び作業風景の写真 | 1枚以上 |
| 6 | その他参考となる資料 | 1部 |

- (1) 本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
- (2) 本人の制作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面、写真等
- (3) 特許、実用新案の資料
- (4) 表彰、免許・資格、技能検定、各種大会の入賞歴等を確認できる資料
- (5) 専門用語の解説

なお、提出書類はホッチキス・パンチ等はせず、クリップ止めとすること。

第5 推薦者数

福岡県優秀技能者表彰及び福岡県優良技能者表彰について、推薦者からの推薦数は、それぞれ別表「厚生労働省編職業部門、職業分類及び職種」に定める職種（2）の区分ごとに1名とする。

第6 被表彰者数

- 1 福岡県優秀技能者表彰
表彰を受ける者の人数は、別表「厚生労働省編職業部門、職業分類及び職種」に定める職種（2）の区分ごとに原則として1名とし、全体で30名程度とする。
- 2 福岡県優良技能者表彰
表彰を受ける者の人数は、別表「厚生労働省編職業部門、職業分類及び職種」に定める職種（2）の区分ごとに原則として1名とし、全体で5名程度とする。